

技術士制度改革について(提言)－中間報告－(概要)

公益社団法人 日本技術士会(平成29年6月1日)

- 日本技術士会では「技術士制度検討委員会」を設置し(H27.5)、独自に検討。今後の技術士分科会等の審議に資するため本提言を取りまとめ
- 文部科学省科学技術・学術審議会技術士分科会報告書「**今後の技術士制度の在り方**」(2016.12.22)を受け、課題を検討
- 技術士登録は平成28年度末で**87,630人**。第二次試験合格者は**毎年3,000人超**
- 現状では、継続研鑽(CPD)、技術士の登録状況の把握、技術士補の在り方、国際的資格認証、技術士資格の公的活用等が課題

1. 更新制度の導入(本文P2)

- CPDは技術士の責務(法47の2)。現状ではCPD制度の活用は技術士全般に及んでおらず、また、CPDの内容、実施方法、確認方法等に課題
- 登録事項の変更の届出義務(法35条)等の徹底が不十分(失念者、物故者)



一定の研鑽と登録事項の確認を目的とした更新制度の導入が是非とも必要
※CPDに課題が多いことから、全体の更新条件とは一旦切り離し、今後更に検討

【更新制度の骨格案】

- ①更新対象者:全ての技術士を対象
 - ・複数部門登録者は1回の更新で複数部門の更新を可能
 - ・廃業後も技術士として社会貢献等を行っている高齢者が存在することから、業務実態や更新の負担等を勘案し、その取扱いの検討が必要
- ②更新期間:他の資格制度の更新期間を参考に5年程度が適当(本文別添1)
- ③更新条件:**「更新講習」の受講を条件**。講習は技術者倫理など部門横断的内容
※一定のCPDを継続して取得している者は講習の一部又は全部を免除
(CPD時間数、実施主体、確認方法等の詳細は別途検討)
- ④未更新者:技術士資格を剥奪するのではなく、**登録名簿から削除**
※削除で技術士を名乗れなくなるが、更新手続きをとれば再登録可能
- ⑤更新の猶予と事前更新:事故、病気、海外居住者等に配慮
- ⑥更新講習の開催場所:受講者の利便性を考慮し、東京の他、複数の都市で実施
- ⑦周知期間及び経過措置:更新制への理解のため、十分な周知期間を置く
- ⑧更新事務の実施機関:指定登録機関同様、法律で更新事務の実施機関を指定

2. 技術士補の在り方と初期能力開発(IPD)支援方策(本文P6)

- 第二次試験の受験資格として3つのルート(%はH27年度)
 - ①**技術士補**に登録し、**指導技術士**の下で実務経験4年以上(1.7%)
 - ②**職務上の監督者**の下で実務経験4年以上(2.6%)
 - ③**実務経験7年以上(95.7%)**
- 技術士補登録の意義は薄れ、**技術士補の廃止を検討すべき**
- 若手の技術士参入促進のため、4年ルートは存続すべき
その際、現在の指導技術士の部門限定を撤廃、学協会と連携しIPD支援

3. 技術士資格の国際的通用性(本文P7)

- 国際エンジニア連合(IEA)では各国技術者資格のカテゴリー化を検討
 - ・カテゴリーⅠ: IEAの国際技術者の要件に合致するもので追加審査なし
※自国での資格認定がそのまま国際資格認定となる
 - ・カテゴリーⅡ: IEAの国際技術者の要件に合致せず、追加審査が必要
- 現在の日本の技術士制度では、カテゴリーⅡに分類されると予想される**
- 分科会報告書ではIEAの国際エンジニアに求められる資質能力を踏まえ、第二次試験の見直しを提言。現在、日本技術士会で具体策を検討中。
- 第二次試験の見直しでIEAの要件が満たされている旨、今後、IEAに働きかけ**

4. 他の国家資格との相互活用(本文P8)

- 一部建設系の分野では業務執行要件の中で技術士活用のシステムが構築**
- 中央省庁所管の17の資格について技術士等の活用が認定(本文別添2)
- また、21の資格で資格取得上の免除等(本文別添3)
- 技術士資格活用の更なる拡大に向け、**以下の資格等での活用を要望**(本文別添4)

医薬品等総括製造販売責任者等、水質検査実施者、作業環境測定士、公害防止管理者等、鉄道車両等の設計照査、高圧ガス製造保安責任者、計量士、エレベーター等の型式適合認定員、機械器具設置設計照査、廃棄物処理施設技術管理者、生産業務等安全主任者

日本技術士会では「技術士制度検討委員会」を存置させ、引き続き、CPD等の技術士の資質向上、国際的技術者資格認定等について検討。今後とも当会としての責務を果たすとともに、今後の技術士制度の発展に向けた国の取組みに大きく期待。